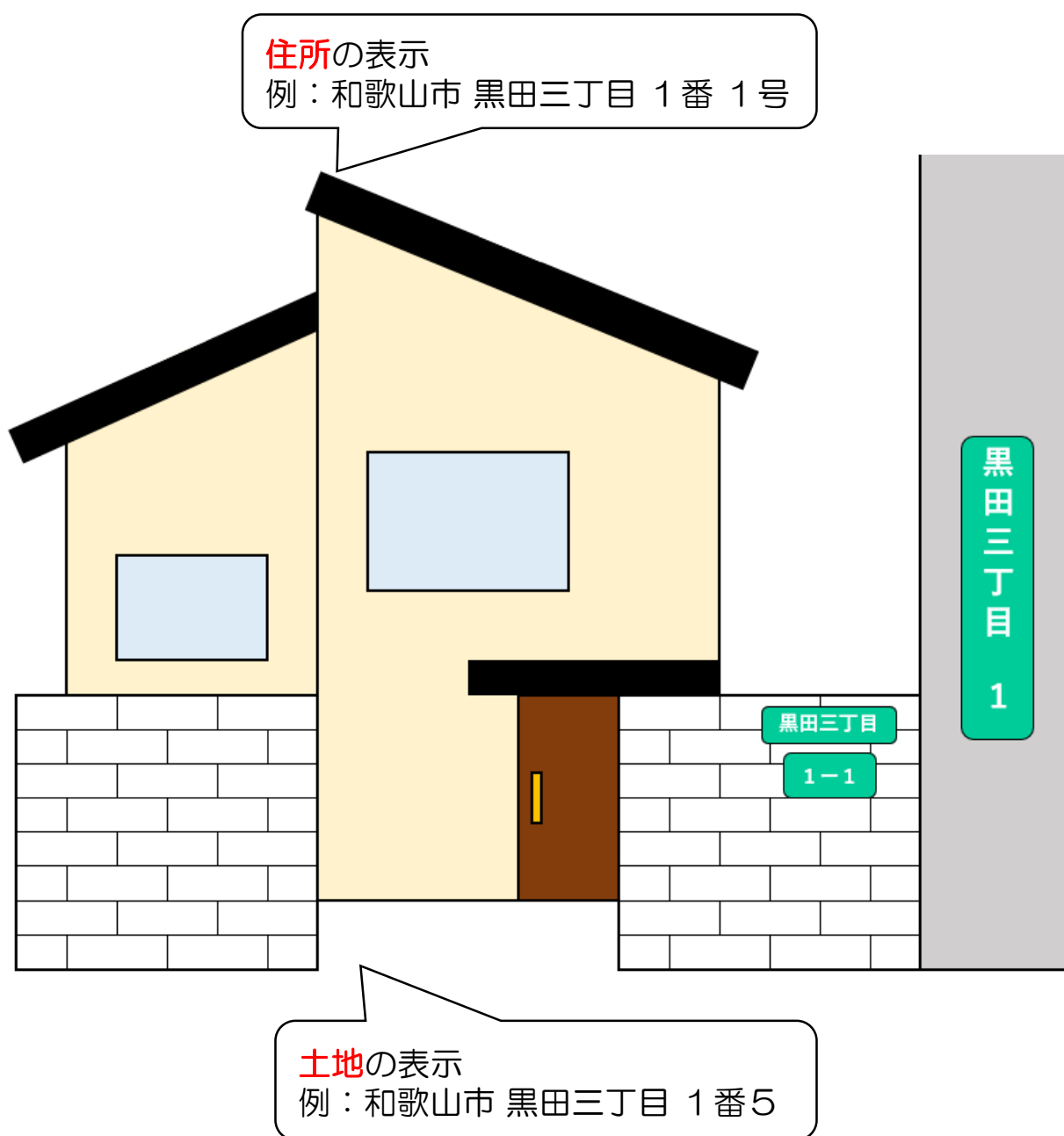


住居表示実施に伴う手続きのしおり

令和8年9月5日(土)から
あなたの住所の表示が変わります



和歌山市

はじめに

東和歌山第二地区土地区画整理事業は換地処分公告をもって事業の完了を迎え、換地処分公告の翌日(令和8年9月5日(土))より、新しい町名地番表示に変更されます。

これと併せて、市では住居表示を実施いたします。住所変更に伴う諸手続きにつきましては、和歌山市等が職権で手続きをするものと、皆様ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

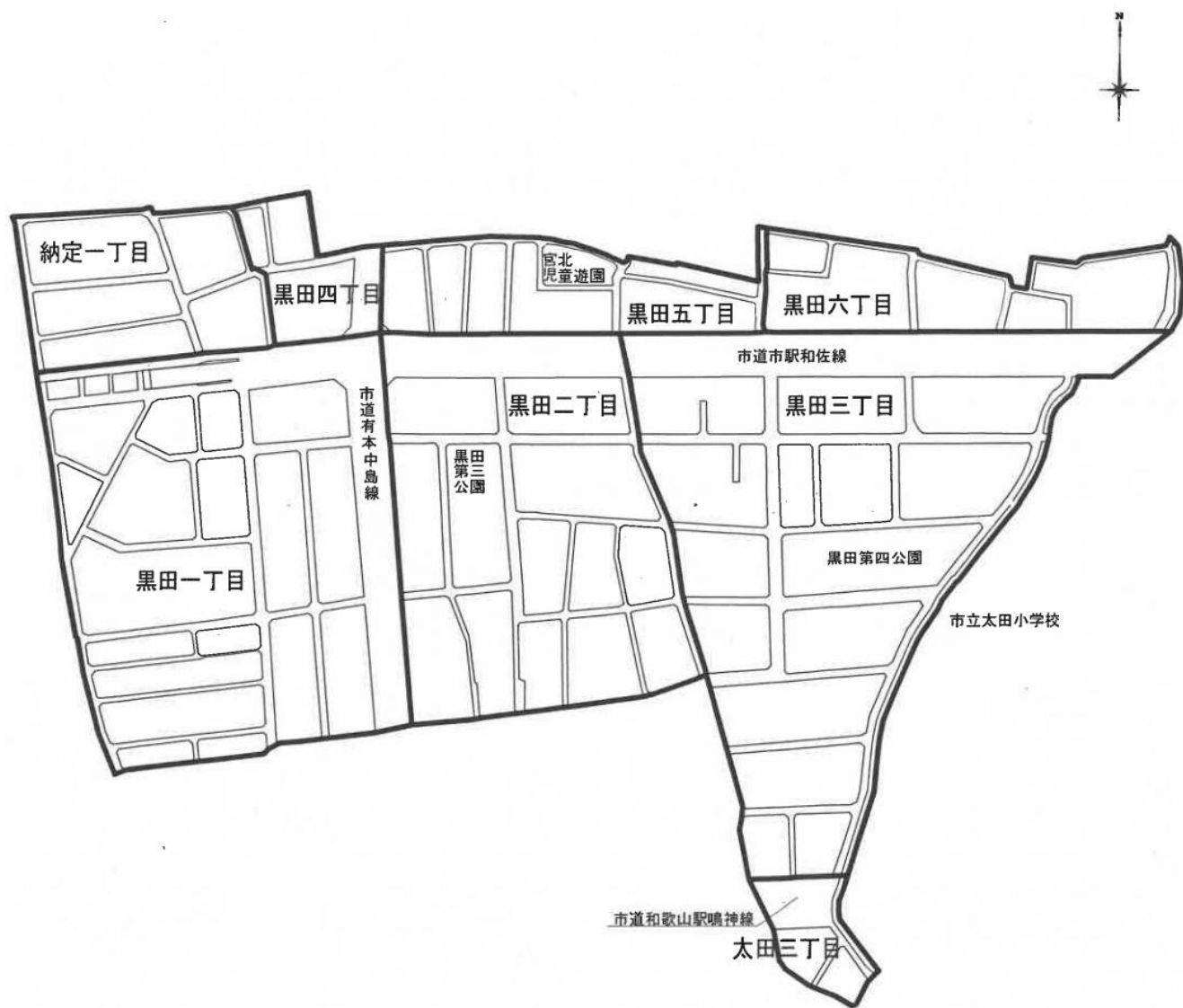
この冊子では、住所変更に伴う主な手続きについてご案内いたしますので、必要に応じて、**住居表示実施日(令和8年9月5日(土))以降**にお手続きください。

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

目 次

新町名町界図	2
1 みなさまにお届けするもの	3
2 住居表示変更証明書について	4
3 新しい住所・本籍等の表し方	5
(1) 新しい住所等の表し方	5
(2) 郵便番号について	6
(3) 住所変更のお知らせ用はがきについて	6
4 住所変更の手続きについて	
(1) 手続きが不要なもの	7
(2) 手続きが必要なもの	
① 市役所で手続きが必要なもの	10
② 各関係機関で手続きが必要なもの	14
○ 各種手続の詳細について	
(1) 運転免許証・運転経歴証明書の変更手続き	18
(2) 不動産(土地・建物)登記手続きについて	19
(3) マイナンバーカードの住所変更手続きについて	28

新町名町界図



1 みなさまにお届けするもの

(1) このしおりと一緒に届けしたもの

①通知書

令和8年9月5日(土)からの、あなたの新しい住所が記載された通知書です。

1人または1事業所あたり5枚の通知書を同封していますので、お手元に届いているかを必ずご確認ください。

令和8年9月5日以降の
あなたの新しい住所が
記載されています。

なお、通知書は再発行できませんので、住所変更手続きの添付書類として通知書を提出する場合は提出先へ原本還付請求をすることをおすすめします。

見本

通 知 書

住居表示に関する法律により、あなたの住所の表示は次のとおり決定したので通知します。

実施する前の住所	和歌山市 黒田123番地4
新しい住所の表示	和歌山市 黒田一丁目5番6号
実施年月日	令和8年9月5日

和歌山 太郎 様
令和8年〇月〇日

②住所変更のお知らせ用はがき

お知り合いの方やお取引先などに新しい住所をお知らせするためのはがきです。(送料無料)
詳細については、このしおりの6ページをご覧ください。

③住居表示実施に伴う会社・法人等の変更登記の手引き ※法人のみ

会社・法人等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です。(住民の皆さまにはお届けしておりません)

④町名表示板、住居番号表示板、枝番号表示板(両面テープ貼付済)

新しい住所を表示する緑色のアルミ製の表示板です。
右の図のように並べて、門柱や郵便受けなど道路から見やすいところに取り付けてください。あらかじめ貼付している両面テープで取り付けできない場合は、釘や接着剤を使用して取り付けてください。
※集合住宅(アパート・マンション)の場合は、管理者又は所有者の方にお届けします。

・黒 田 三 丁 目・

・ 4 - 5 ・

・ - 6 ・

⑤登記申請用紙

登記名義人の住所の変更登記を行う際に法務局に提出する様式です。
詳細については、このしおりの21～27ページをご覧ください。

(2) 換地処分のお知らせの翌日以降にお届けするもの

本籍変更のお知らせ

住居表示実施に伴い、本籍の変更がある方には、実施日(令和8年9月5日)以降に市民課より本籍変更のお知らせを筆頭者(筆頭者が除籍の場合は他の在籍者1名)に1通郵送します。再発行をご希望の場合は、お手数ですが、市民課3番窓口または電話(TEL 073-435-1028)で申請をお願いします。

2 住居表示変更証明書について

住居表示の実施により、新しい住所になったことを証明するものです。

通知書と同様に、住居表示実施を証明する書類として、住所変更手続きの際にご利用いただけます。

令和8年9月7日(月)以降にまちなみ景観課にて、無料で発行します。

郵送で請求いただくことも可能ですので、詳細はまちなみ景観課(TEL 073-435-1082)へ問合せまたは市ホームページ(ページ番号 1007266)をご覧ください。

別紙		見本		証 明 書		No. ○○	
氏 名、 名 称 又 は 施 設 の 名 称				和歌山 太郎			
住 居 所 施設の場所	の 表 示	実 施 前	和歌山市 黒田 12 番地 3				
		実 施 後	和歌山市 黒田一丁目 4 番 5 号				
住 居 表 示 の 実 施 期 日		令 和 8 年 ○ 月 ○ 日					
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり住居表示及び土地の名称の変更があったことを証明します。							
令和○年○月○日							
和歌山市長				○	○	○	市長印

3 新しい住所・本籍等の表し方

(1) 新しい住所等の表し方

住居表示の実施に伴い、表記は以下のとおり変更されます。

① 住所及び所在地	
戸建て、共同住宅(分譲マンションを除く)及びテナントビルの場合	
実施前	和歌山市 黒田 12番地3 旧町名 旧番地
実施後	和歌山市 黒田三丁目 4番 5号 新町名 街区符号 住居番号
分譲マンションの場合	
実施前	和歌山市 黒田 12番地3 黒田マンション601号 旧町名 旧番地
実施後	和歌山市 黒田三丁目 4番 5-601号 新町名 街区符号 住居番号
部屋番号を 住居番号の枝番と して付定します	
② 本籍	
実施前	和歌山市 黒田 12番地3 旧町名 旧番地
実施後	和歌山市 黒田三丁目 4番地1 新町名 新番地
③ 土地の表示(不動産登記)	
実施前	和歌山市 黒田字堤下 12番3 旧町名 旧地番
実施後	和歌山市 黒田三丁目 4番1 新町名 新地番
④ 建物の表示(不動産登記)	
実施前	和歌山市 黒田字堤下 12番地3 旧町名 旧番地
実施後	和歌山市 黒田三丁目 4番地1 新町名 新番地

(2) 郵便番号について

住居表示実施に伴い、お住いの住所の町名が変更となりますので、実施日以降は下記の新町名の郵便番号を使用してください。

黒田一丁目から黒田六丁目・・・640-8341

納定一丁目・・・・・・・・・・640-8344

太田三丁目・・・・・・・・・・640-8323

(3) 住所変更のお知らせ用はがきについて

お知り合いの方やお取引先などに新しい住所をお知らせするためのはがきです。(送料無料)

下記の図を参考に必要事項をご記入のうえ、はがきが入っている封筒にまとめて入れ、郵便ポストに投函してください。

※差出可能期間:令和8年8月1日(土)～令和9年7月31日(土)

旧住所で差し出された郵便物も1年間は配達されます。

- 1世帯及び1事業所あたり50枚を配布します。
- 私製はがきを作成して使用する場合は、事前に和歌山中央郵便局による承認が必要です。詳しくは和歌山中央郵便局(TEL 0570-072-528)へお問合せください。

郵便はがき	住所変更のお知らせ
通信事務郵便 住所変更のお知らせ 和歌山中央郵便局 〒640-8341	住所変更のお知らせ 令和8年9月5日(土曜日)から住居表示の実施に伴い、下記の方の住所が変更となります。今後、郵便をお出しの際は、新住所をご記入くださいますようお願いいたします。 記 新住所 〒640-〇〇〇〇 和歌山市黒田〇丁目〇〇番〇-〇〇〇〇号 ご氏名 賃貸マンション及びアパートの場合は、建物名及び棟・部屋番号をご記入ください。
お知り合いの方やお取引先などの宛先をご記入ください。	ご自身の新住所・郵便番号・氏名をご記入ください。

4 住所変更の手続きについて

住居表示実施に伴い、次のものは以下のとおり変更されます。

(1) 手続きが不要なもの

市役所が書き換えるもの		
公簿名	担当課	説明
住民基本台帳(住民票) 戸籍・戸籍の附票 印鑑登録原票 (印鑑登録証明書)	本庁舎1階 市民課 ●住民票に関すること TEL 073-435-1027 ●戸籍に関すること TEL 073-435-1028 ●証明に関すること TEL 073-435-1310	市役所で新しい住所に書き換えます。 該当される方のみですが、本籍欄も 市役所で新しい本籍に書き換えます。
市民税・県民税課税台帳	本庁舎2階 市民税課 TEL 073-435-1036	市役所で新しい住所に書き換えます。
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・特定小型原動機付自転車の所有者の住所変更	本庁舎2階 市民税課 TEL 073-435-1035	市役所で新しい住所に書き換えます。
固定資産課税台帳	本庁舎2階 資産税課 ●土地に関すること TEL 073-435-1209 ●家屋に関すること TEL 073-435-1210	市役所で新しい住所に書き換えます。
児童手当受給者台帳	東庁舎2階 こども家庭課 TEL 073-435-1219	市役所で新しい住所に書き換えます。
年金	本庁舎1階 国保年金課 TEL 073-435-1055	手続き不要です。
市立の保育所(園)に通所している園児の住所	東庁舎2階 保育こども園課 TEL 073-435-1064	手続き不要です。
市立小学校・中学校に通学している児童・生徒の住所	本庁舎11階 学校支援課 TEL 073-435-1139	手続き不要です。
学童保育室に入室している児童の住所	本庁舎14階 青少年課 TEL 073-435-1235	市役所で新しい住所に書き換えます。
上下水道	本庁舎13階 営業課 TEL 073-435-1128 東庁舎3階 下水道管理課 TEL 073-435-1096	市役所で新しい住所に書き換えます。
浄化槽台帳	本庁舎7階 浄化衛生課 TEL 073-435-1067	市役所で新しい住所に書き換えます。

(1) 手続きが不要なもの

市役所が書き換えるもの		
公簿名	担当課	説明
選挙人名簿	和歌山朝日ビル5階 選挙管理委員会事務局 TEL 073-435-1145	市役所で新しい住所に書き換えます。
今福霊園使用許可証	東庁舎1階 保険総務課 TEL 073-435-1069	市役所で新しい住所に書き換えて郵送します。
後期高齢者医療に関すること	担当課	説明
後期高齢者医療資格確認書 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	東庁舎1階 保険総務課 TEL 073-435-1062	資格確認書・特定疾病療養受療証をお持ちの方は、新しい住所の証を後日簡易書留で郵送します。
国民健康保険に関すること	担当課	説明
国民健康保険の資格確認書	本庁舎1階 国保年金課 TEL 073-435-1057	新しい住所の証を後日郵送します。
限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証	本庁舎1階 国保年金課 TEL 073-435-1215	

(1) 手続きが不要なもの

国・関係機関が書き換えるもの		
公簿名	機関名	説明
土地登記簿・建物登記簿	和歌山地方法務局 登記部門 〒640-8552 和歌山市二番丁3番地 (和歌山地方合同庁舎) TEL 073-422-5131 自動音声ガイダンスが流れます ので、「3」を選択後、 土地・建物の登記については「2」 を選択してください。	表題部(所在・地番等)を書き換えま す。 ただし、所有者住所欄などは ご本人の申請があるまで変わりませ ん。 詳細は21～27ページを ご覧ください。
電気料金(関西電力)	各社が新住所に書き換える予定です。 しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますが、ご不明な点がご ざいましたら各社へお問合せください。 ※関西電力・大阪ガス・NTT西日本以外の会社とご契約の方は、住所変更 手続きが必要な場合がありますので契約先へお問合せください。	
ガス料金(大阪ガス)		
固定電話(NTT西日本)		
NHK受信料		
その他		
旅券	令和2年2月以前に発行された旅券で最終ページにご住所を記入されて いる方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。	

(2) 手続きが必要なもの

住所等の変更が必要な主だった手続きについて記載しています。必要に応じて住所等の変更手続きをお願いします。

なお、手続きができるのは**令和8年9月7日(月)以降**となります。事前の手続きはできませんのでご注意ください。

また、各手続きにおいて、登録されている住所が現住所と異なる場合、しおりに記載の必要書類以外のものをご用意いただく場合があります。詳しくは各届出先にお問合せください。

① 市役所で手続きが必要なもの

☒	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
住民登録・戸籍等				
☐	マイナンバーカード 詳細はこのしおりの28ページをご覧ください。	本庁舎1階 市民課 TEL 073-435-1027 又は各サービスセンター	・マイナンバーカード ・暗証番号	変更後の住所の記載が必要な方は、実施日以降すみやかに届出をしてください。
☐	特定在留カード		・特定在留カード ・暗証番号	
☐	特定特別永住者証明書		・特定特別永住者証明書 ・暗証番号	
☐	在留カード		在留カード	
☐	特別永住者証明書		特別永住者証明書	
介護保険に関すること				
☐	介護保険被保険者証	東庁舎2階 介護保険課 TEL 073-435-1334	・本人確認書類 ・各種被保険者証等	被保険者証等の番号に変更はありませんので、現在お持ちのもので介護サービスを利用いただけます。変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。
☐	介護保険負担割合証			
☐	介護保険負担限度額認定証			
☐	社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証			

① 市役所で手続きが必要なもの

☒	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
福祉に関すること				
☐	身体障害者手帳	東庁舎1階 障害者支援課 TEL 073-435-1060	身体障害者手帳	実施日以降 すみやかに
☐	療育手帳		療育手帳	
☐	自立支援医療受給者証 (身体障害者手帳・ 療育手帳をお持ちの方)		自立支援医療受給者証	更新時に新住所で 送付しますので、 現在お持ちの受給 証等は有効期限ま までご使用いただけ ます。 変更後の住所の記 載が必要な方は届 出をしてください。
☐	重度心身障害児者 医療費受給者証 (身体障害者手帳・ 療育手帳をお持ちの方)		受給者証等	
☐	障害福祉サービス 受給者証 (身体障害者手帳・ 療育手帳をお持ちの方)			
☐	地域生活支援事業 受給者証 (身体障害者手帳・ 療育手帳をお持ちの方)			
☐	通所受給者証			
☐	老人優待利用券	東庁舎2階 高齢者・地域福祉課 TEL 073-435-1063 又は各支所・連絡所	・本人確認書類 ・老人優待利用券	実施日以降 すみやかに
☐	生活保護法指定(医療機 関・介護機関・助産師・施 術者)変更届	東庁舎1階 生活支援第1課 TEL 073-435-1205	生活保護法指定(医療 機関・介護機関・助産 師・施術者)変更届	実施日以降 すみやかに

① 市役所で手続きが必要なもの

☒	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
子育てに関すること				
☐	児童扶養手当証書	東庁舎2階 こども家庭課 TEL 073-435-1219	児童扶養手当証書	更新時に新住所で 送付しますので、現在 お持ちの受給証等は 有効期限までご使用 いただけます。 変更後の住所の記載 が必要な方は届出を してください。
☐	ひとり親家庭等医療費 受給者証		ひとり親家庭等 医療費受給者証	
☐	こども医療費受給資格 証	東庁舎2階 こども家庭課 TEL 073-435-1219 又は各サービスセン ター	こども医療費受給資 格証	実施日以降 すみやかに
保健所関係				
☐	薬局開設許可証等	総務企画課 TEL 073-488-5108	許可証等	現在お持ちの許可証 等で継続して営業して いただけます。 変更後の住所の記載 が必要な方は届出を してください。
☐	食品衛生営業許可証	生活保健課 TEL 073-488-5111	許可証等	現在お持ちの許可証 等で継続して営業して いただけます。 変更後の住所の記載 が必要な方は届出を してください。
☐	理容・美容開設届出済書	生活保健課 TEL 073-488-5113		
☐	クリーニング所検査 確認済書			
☐	興行場営業許可証			
☐	第1種動物取扱業登録証	動物愛護管理センター TEL 073-488-2032		
☐	小児慢性特定疾病 医療受給者証	保健対策課 TEL 073-488-5116	受給者証等	更新時に新住所で 送付しますので、現在 お持ちの受給証等は 有効期限までご使用 いただけます。 変更後の住所の記載 が必要な方は届出を してください。
☐	自立支援医療受給者証 (育成医療)			

① 市役所で手続きが必要なもの

☒	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
保健所関係				
☐	精神障害者保健福祉手帳	保健対策課 TEL 073-488-5163	精神障害者保健福祉手帳等	更新時に新住所で送付しますので、現在お持ちの受給証等は有効期限までご使用いただけます。 変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。
☐	重度心身障害児者医療費受給者証 (精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)		受給者証等	
☐	障害福祉サービス受給者証(精神障害)			
☐	地域生活支援事業受給者証(精神障害)			
☐	自立支援医療受給者証(精神通院)			
☐	感染症患者医療費公費負担決定通知書	保健対策課 TEL 073-488-5118		
☐	患者票			
その他				
☐	排水設備等指定工事店証	東庁舎3階 下水道管理課 TEL 073-435-1096	・登記事項証明書又は住民票 ・排水設備等指定工事店証	実施日以降すみやかに
☐	排水設備等工事責任技術者証		・通知書 ・排水設備等工事責任技術者証	実施日以降すみやかに
☐	入札(見積)参加資格登録内容変更届	本庁舎5階 調達課 TEL 073-435-1033	・通知書 ・使用印鑑届(2部)	実施日以降すみやかに
☐	競争入札参加資格登録内容変更届	東庁舎4階 建設総務課 TEL 073-435-1083	・使用印鑑届(2部) ・履歴事項全部証明書 ・建設業許可変更届 ・競争入札参加資格登録書	実施日以降すみやかに

② 各関係機関で手続きが必要なもの

☒	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
登記関係				
☐	不動産(土地・建物)の所有者の住所変更登記	土地、建物をお持ちの方は、土地・建物等不動産所有者の住所変更登記の手続きが必要です。詳細は、21ページ以降をご覧ください。		
☐	不動産(土地・建物)の抵当権・地上権・賃借権・仮登記等の権利者の住所変更登記			
☐	会社・各種法人の本店(主たる事務所)の所在地の変更登記	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局	・登記申請書 ・通知書又は住居表示変更証明書	住居表示実施日から2週間以内
☐	代表者等の住所の変更登記			

- 東和歌山第二地区土地区画整理事業の区域内に不動産(土地・建物)をお持ちの方
 換地処分に伴う登記の書き換えが完了した後、和歌山市から登記完了通知書を送付します。通知到着後に登記申請手続きをお願いします。なお、書き換え期間中はお手続きいただけません。
- 東和歌山第二地区土地区画整理事業の区域以外で、和歌山市・海南市・有田市・岩出市・紀の川市・海草郡紀美野町・有田郡湯浅町・広川町・有田川町に不動産(土地・建物)をお持ちの方
 令和8年9月7日(月)以降に、和歌山地方法務局へ登記申請手続きをお願いします。
- 上記以外に土地・建物をお持ちの方
 令和8年9月7日(月)以降に、お持ちの不動産(土地・建物)の所在地を管轄する法務局へ登記申請手続きをお願いします。
- 不動産(土地・建物)に関する登記手続きの詳細はこのしおりの21～27ページを、会社・法人の登記申請手続きについては、別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をそれぞれご覧ください。
- 不動産の登記名義人の氏名もしくは名称または住所について変更がある場合、**令和8年4月から2年以内に変更の登記申請手続きをするよう義務付けられます。**
 なお、義務化前に変更があった場合についても、令和10年3月末までに変更の登記申請手続きをする必要があります。
- 令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。令和6年4月1日より前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。

② 各関係機関で手続きが必要なもの

☑	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
自動車関係				
☐	運転免許証の住所及び本籍変更、運転経歴証明書の住所変更 詳細はこのしおりの18ページをご覧ください。	以下のいずれかの場所にてお手続きください。 和歌山県警察本部 交通センター TEL 073-473-0110 田辺運転免許センター TEL 0739-22-6700 新宮運転免許センター TEL 0735-31-7771 和歌山県下の警察署 (田辺警察署を除く)	・運転免許証又は運転経歴証明書 ・【住所変更の場合】 通知書や 住居表示変更証明書、 住所変更手続き済みの マイナンバーカードなど (注)マイナ免許証をお持ちの場合は、市役所で住所変更手続きを済ませたマイナンバーカードを必ず持参してください。 (注)外国人の方は、市役所で住所変更手続きを済ませた在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書、特定特別永住者証明書のいずれかを必ず持参してください。 ・【本籍変更の場合】 本籍変更のお知らせ、 本籍変更証明書(同証明書は氏名が記載された筆頭者のみ可)又は変更後の本籍が記載された住民票のいずれか	実施日以降すみやかに
☐	自動車検査証(自動車[軽自動車を除く]、250ccを超える二輪車)の使用者・所有者の住所変更	近畿運輸局 和歌山運輸支局 登録部門 〒640-8404 和歌山市湊1106番地4 TEL 050-5540-2065	・自動車検査証 ・通知書又は 住居表示変更証明書	実施日以降すみやかに
☐	軽自動車検査証の使用者・所有者の住所変更	軽自動車検査協会 和歌山事務所 〒640-8404 和歌山市湊1106番地25 TEL 050-3816-1846	・軽自動車検査証 ・通知書又は 住居表示変更証明書	実施日以降すみやかに
☐	軽自動車届出済証(軽二輪自動車[125ccを超え、250cc以下])の使用者・所有者の住所変更	近畿運輸局 和歌山運輸支局 登録部門 〒640-8404 和歌山市湊1106番地4 TEL 050-5540-2065	・軽自動車届出済証 ・通知書又は 住居表示変更証明書	実施日以降すみやかに

② 各関係機関で手続きが必要なもの

☒	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
事業関係				
☐	- 警備業 - 質屋営業 - 古物営業 - 金属くず商 - 金属くず行商 - 特定金属くず買受業 - 深夜における酒類提供飲食店営業 - 探偵業 - 風俗営業 - 性風俗関連特殊営業 などの許可証や銃砲刀剣類所持許可証の住所変更	【問合せ先】 和歌山県警察本部 TEL 073-423-0110 (代表) 許可証の種類によって担当部署や提出先が変わりますので、問合せの際にご確認ください。	許可証の種類によって変わりますので、担当部署にご確認ください。	行政による住所変更であれば届出の義務はありませんが、届出いただいた場合は受け付けます。
☐	酒類販売業免許の住所変更	【問合せ先】 和歌山税務署 酒類指導官部門 TEL 073-424-2171 【提出先】 〒661-8525 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局 業務センター阪神分室 (和歌山税務署分) 宛	異動申告書 【参考】 国税庁 E1-12 名称等の異動申告手続き HPのQRコードはこちら 	実施日以降すみやかに
社会保険関係				
☐	共済年金、企業年金、各年金基金の受給者	それぞれの機関にお問合せください。		
☐	厚生年金、健康保険、共済組合の被保険者及びその扶養に入っている配偶者	各勤務先にお問合せください。		
通信関係				
☐	J:COM	【問合せ先】 J:COMカスタマーセンター TEL 0120-999-000	契約者ご本人様からの申し出が必要です。	旧住所での郵送可能期間が終了するまでに

② 各関係機関で手続きが必要なもの

☒	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
その他				
☐	和歌山市民図書館の貸出利用券	〒640-8202 和歌山市屏風丁17番地 和歌山市民図書館 TEL 073-432-0010 〒640-8421 和歌山市松江775番地の1 河西ほほえみセンター内 和歌山市民図書館西分館 TEL 073-455-3120 各コミュニティセンター図書室	・通知書又は 住居表示変更証明書 ・本人確認書類 ・図書館利用券	来館された時
☐	和歌山県立図書館の貸出利用券	〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7番38号 和歌山県立図書館 TEL 073-436-9520	・通知書又は 住居表示変更証明書 ・本人確認書類 ・貸出利用券	来館された時
☐	私立や市外の小・中学校、高校、幼稚園、保育園、子ども園、勤務先など	各学校、保育所、事業所等へお問合せください。		
☐	預金通帳、キャッシュカード、定期預金証書、クレジットカード会社、各有料放送、有価証券・株券など	各金融機関、契約会社等へお問合せください。		
☐	生命保険、損害保険、自動車保険など各種保険	各契約会社等へお問合せください。		
☐	各種免許・許可証など	所管する機関へお問合せください。		
☐	ふるさと納税ワンストップ特例制度	申請済みの場合、自治体によって手続きが必要になることがあるため、寄附先の自治体にご確認ください。 なお、9月5日以降に申請の場合は新しい住所で申請してください。		

※この一覧は手続きの全てを網羅しているわけではありませんので、ご了承ください。また、お問合せの際は電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。

○ 各種手続きの詳細について

(1) 運転免許証・運転経歴証明書の変更手続き

運転免許証の「住所」や「本籍」、又は運転経歴証明書の「住所」が住居表示実施区域内の方は、変更手続きが必要です。以下の項目に該当する方は、必要な書類を添えて、**令和8年9月7日(月)以降**に手続きを行ってください。 ※運転経歴証明書については、本籍変更の必要はありません。

		変更手続きに必要な書類	
		住所の変更が分かるもの(「通知書」や「住居表示変更証明書」、 住所変更手続き済み のマイナンバーカード、在留カードなど)	「本籍変更のお知らせ」、「本籍変更証明書(同証明書は氏名が記載された筆頭者のみ可)」又は変更後の本籍が記載された住民票のいずれか
住所と本籍 の両方が住居表示実施区域内にある方		○	○
住所 のみが住居表示実施区域内にある方(本籍が実施区域外の場合)		○	-
本籍 のみ住居表示実施区域内にある方	住所が和歌山県内の場合	-	○
	住所が和歌山県外の場合	-	住所地为管轄する都道府県警察(警察署)にお問合せください。

(注)マイナ免許証をお持ちの方は、**市役所で住所変更手続き済みのマイナンバーカードを必ず持参してください。**持参がない場合は、免許証の住所変更ができません。

(注)外国人の方は、**市役所で住所変更手続き済みの在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書、特定特別永住者証明書のいずれかを必ず持参してください。**持参がない場合は、免許証の住所変更ができません。
ご不明な点は交通センター(TEL 073-473-0110)までお問合せください。

手続き先及び受付時間	
手続き先	受付時間等
和歌山県警察本部交通センター	平日:午前9時～午前10時／午後1時30分～午後2時30分 (土曜日、祝日、振替休日及び年末年始を除く)
田辺運転免許センター 新宮運転免許センター	平日:午前10時～午前11時30分／午後2時～午後4時30分 (土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始を除く)
和歌山県内の警察署 (田辺警察署を除く)	平日のみ:午前9時～午前11時30分／午後1時～午後4時30分 (土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始を除く)

【その他】

- 手数料はかかりません。
- 運転免許証又は運転経歴証明書の最新の住所(運転免許証については本籍も含む)が、住居表示変更前の住所(本籍)と異なる方は、通知書または住居表示変更証明書だけでなく、別途、住民票等の証明書類が必要です。
- 通知書及び住居表示変更証明書は、本籍の変更手続きにはお使いいただくことが出来ません。

(2) 不動産(土地・建物)登記手続きについて

登記の書き換え対象となる箇所について

1 不動産の登記について

住居表示に伴い、登記名義人住所の変更登記をする必要があります。登記名義人の住所欄は、職権では変更できない事項のため、住所変更登記の手続きを行っていただくことになります。

2 不動産の登記名義人住所の変更登記について

【法務局による書き換え箇所】

土地・建物登記の表題部の所在、地番、地目、地積及び家屋番号は法務局にて職権で書き換えが行われます。

和歌山県和歌山市黒田六丁目123番地45

表 題 部 (土地の表示)		調製	不動産番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
地図番号		筆界特定			
所 在	和歌山市黒田字大西				
	和歌山市黒田六丁目				
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
2 3 4 番 5 6	雑種地	2 3 4 5 6	2 3 4 番から分筆 〔平成3年4月5日〕		
1 2 3 番 4 5	宅地	2 2 3 3 4	令和8年●月●日土地区画整理法による換地処分 〔令和8年●月●日〕		

【所有者の方による手続きが必要な箇所】

土地・建物登記の権利部「権利者その他の事項」の所有者住所については、本人による申請があるまで変わりません。

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成5年6月7日 第7890号	原因 平成4年5月6日売買 所有者 和歌山市黒田321番地12 和歌山太郎

登記申請書の作成方法

- 21ページ以降の記載例をご参照ください。
- 登記申請書の用紙は各世帯(各法人)に1枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン等で印刷したものも使用できます。様式は法務局のホームページでダウンロードが必要です。
なお、土地と建物が同一の名義人の場合は、同時に申請することが可能です。
※インターネットの検索エンジンから「法務局」と検索し、
「法務局」→「不動産登記」→「申請の方法 申請書様式一覧」→「1 名義人の住所・氏名の変更」
→「1-2 住居表示実施の場合」の順に進んで下さい。
- 文字はインク、黒色ボールペン等ではっきりと記入してください。鉛筆は使用できません。
- 町名は「黒田一丁目」のように漢数字で記入してください。その他の数字はアラビア数字(0123456789)で記入してください。
- 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割印をしてください。
- 用紙に印刷済の不要な文字は必要に応じて二重線で消してください(訂正印は不要です)。
ご自身で記入した文字を修正した場合は、右上に訂正印を押印の上、加入した文字数を「○字加入」、削除した文字数を「○字削除」と記入してください。
- 代理人が手続きをする場合は、**委任状**をお持ちください。
※インターネットの検索エンジンから「法務局」と検索し、
「法務局」→「不動産登記」→「申請の方法 申請書様式一覧」→「1 名義人の住所・氏名の変更」
→「1-2 住居表示実施の場合」の記載例に見本が掲載されていますので、そちらを参考に作成してください。
- 登記原因証明情報として**通知書または住居表示変更証明書**を添付してください。これにより登記の原因が住居表示であることが証明され、登録免許税が非課税となります。
なお、登記簿上の住所が引越前の住所である方は、住民票の写しまたは戸籍の附票の写し(登記簿上の住所から住居表示実施前の住所までの履歴が分かるもの)も必要となりますので、詳しくは法務局にお問合せください。
- 東和歌山第二地区土地画整理事業の区域内に不動産(土地・建物)をお持ちの方は、新しい町名、地番、地目、地積については、**換地処分通知**をご確認ください。それ以外の方は、**登記事項証明書**または**権利証**を参照し、記入してください。
なお、登記事項証明書、登記事項要約書を取得する場合は**有料**です。
- 郵送申請も可能です。その場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。なお、郵送で登記完了証の返送をご希望の場合は、郵便切手(基本料金に簡易書留料金(350円)を加算)を貼った返信用封筒を同封してください。

登記申請書作成上の注意事項

- 各法務局において「**予約制**」の登記手続き案内を実施しておりますので、ご不明な点がある場合はご利用ください。なお、予約は大変混雑するため、**手続き案内を利用する場合はできるだけ早期にご予約ください。**(TEL073-422-5131 自動音声ガイダンスのあと、直接「2」を選択)
- 不動産番号(13桁)を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。なお、「敷地権の種類」「敷地権の割合」の記載を省略することはできません。
- **東和歌山第二地区土地区画整理事業の保留地**につきましては、市が住居表示実施後に保存登記を行いますので、土地に対する住所変更登記の必要はありません。ただし、保留地上に建物を建てられている方につきましては、建物登記の所有者住所変更登記が必要となります。
- **東和歌山第二地区土地区画整理事業の区域内に不動産(土地・建物)をお持ちの方は、換地処分に伴う登記の書き換えの完了後、土地等を所有されている方に、和歌山市から登記完了通知書を送付いたしますので、それ以降に登記申請手続きをお願いします。なお、書き換え期間中は手続きいただけません。区画整理事業の区域外の方は、令和8年9月7日(月)以降にお手続きください。**
- **不動産の登記名義人の氏名もしくは名称または住所について変更がある場合、令和8年4月から、2年以内に变更登记申請をするよう義務化されました。なお、義務化前に変更があった場合についても、令和10年3月末までに変更の登記申請をする必要があります。**
- **令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。令和6年4月1日より前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。**

住所等変更登記の義務化特設ページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00687.html



←住所変更登記に関するホームページはこちらです

相続登記の申請義務化特設ページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html

相続登記に関する→
ホームページ
はこちらです



登記に関するお問合せ先

- 和歌山市内の不動産について
和歌山地方法務局 登記部門
〒640-8552 和歌山市二番丁3番地(和歌山地方合同庁舎)
TEL 073-422-5131
※自動音声ガイダンスが流れますので、「3」を選択後、
土地・建物の登記については「2」を選択してください。
- 和歌山地方法務局の管轄以外の不動産については、不動産の所在地を管轄する法務局へお問合せください。

記載例①
土地と建物を
同時に申請
(単独名義)

4.5cm×10.5cmのこのスペースは
法務局で受付時に使用するため
何も記載しないでください

登 記 申 請 書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

住居表示実施後の
所有者住所

原 因 令和8年9月5日 住居表示実施

認印
(スタンプ印不可)

変更後の事項 住所 和歌山市黒田三丁目4番56号

申 請 人 和歌山市黒田三丁目4番56号

和歌山 太郎 印

平日日中に連絡が取れる
連絡先(携帯電話等)

連絡先の電話番号 000 - 0000 - 0000

添 付 情 報 「通知書」または「住居表示変更証明書」

この添付により登録免許税
が非課税となります

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

和歌山地方法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

提出年月日

提出先の法務局

不動産の表示

不動産番号 1234567890123

所 在 和歌山市黒田三丁目

地 番 4番32

地 目 宅地

地 積 123・45平方メートル

①不動産番号はわかる場合
に記載してください。

②新しい町名地番及び家屋
番号を記入してください。

不動産番号 9876543210987

所 在 和歌山市黒田三丁目4番地32

家屋番号 4番32

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 45・00平方メートル

2階 39・63平方メートル

記載例②
土地と建物を
同時に代理人が
申請

4.5cm×10.5cmのこのスペースは
法務局で受付時に使用するため
何も記載しないでください

登 記 申 請 書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

住居表示実施後の
所有者住所

原 因 令和8年9月5日 住居表示実施

変更後の事項 住所 和歌山市黒田三丁目4番56号

申 請 人 和歌山市黒田三丁目4番56号
和歌山 太郎

この添付により登録免許税
が非課税となります

添 付 情 報 「通知書」または「住居表示変更証明書」

提出年月日 代理権証明情報

委任状を添付

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

和歌山地方法務局

提出先の法務局

代理人 和歌山市黒田三丁目4番56号

和歌山 花子 印

認印
(スタンプ印不可)

連絡先の電話番号 000 - 0000 - 0000

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示

不動産番号 1234567890123

所 在 和歌山市黒田三丁目

地 番 4番32

地 目 宅地

地 積 123・45平方メートル

平日日中に連絡が取れる
連絡先(携帯電話等)

不動産番号 9876543210987

所 在 和歌山市黒田三丁目4番地32

家屋番号 4番32

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 45・00平方メートル

2階 39・63平方メートル

①不動産番号はわかる場合に
記載してください。

②新しい町名地番及び家屋
番号を記入してください。

記載例③
土地と建物を
同時に申請
(共有名義)

4.5cm×10.5cmのこのスペースは
法務局で受付時に使用するため
何も記載しないでください

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和8年9月5日 住居表示実施

変更後の事項 共有者和歌山太郎及び和歌山花子の住所

和歌山市黒田三丁目4番56号

申 請 人 和歌山市黒田三丁目4番56号

和歌山 太郎



連絡先の電話番号 000 - 0000 - 0000

和歌山市黒田三丁目4番56号

和歌山 花子



連絡先の電話番号 000 - 0000 - 0000

添 付 情 報 「通知書」または「住居表示変更証明書」 2通

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

和歌山地方法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示

不動産番号 1234567890123

所 在 和歌山市黒田三丁目

地 番 4番32

地 目 宅地

地 積 123.45平方メートル

不動産番号 9876543210987

所 在 和歌山市黒田三丁目4番地32

家屋番号 4番32

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 45.00平方メートル

2階 39.63平方メートル

住居表示実施後の
所有者住所

認印
(スタンプ印不可)

平日日中に連絡が取れる
連絡先(携帯電話等)

二人目以降も同様に、住居表
示実施後の所有者住所、氏名、
認印、連絡先を記載

申請人それぞれのもの
を添付

提出先の法務局

提出年月日

①不動産番号はわかる場合
に記載してください。

②新しい町名地番及び家屋
番号を記入してください。

住居表示実施により、住所変更があった
名義人が対象です。
住居表示実施区域外の共有者分につい
ては記入不要です。

記載例④
土地と建物を
同時に申請
(単独名義・登記
簿に記載の住所
が引越前の住所
の場合)

4.5cm×10.5cmのこのスペースは
法務局で受付時に使用するため
何も記載しないでください

登 記 申 請 書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

原 因 平成〇〇年〇〇月〇〇日 住所移転
令和8年9月5日 住居表示実施

変更後の事項 住所 和歌山市黒田三丁目4番56号

申 請 人 和歌山市黒田三丁目4番56号
和歌山 太郎 印

連絡先の電話番号 000 - 0000 - 0000

添 付 情 報 住民票の写し、
「通知書」または「住居表示変更証明書」

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

和歌山地方法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

提出年月日

不動産の表示

不動産番号 1234567890123

所 在 和歌山市黒田三丁目

地 番 4番32

地 目 宅地

地 積 123・45平方メートル

不動産番号 9876543210987

所 在 和歌山市黒田三丁目4番地32

家屋番号 4番32

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 45・00平方メートル

2階 39・63平方メートル

住民票に記載されている
住所移転の日

住居表示実施後の
所有者住所

認印(スタンプ印不可)

平日日中に連絡が取れる
連絡先(携帯電話等)

①住民票の写しまたは戸籍
の附票の写し(登記簿上の
住所から住居表示実施前
の住所までの履歴が分か
るもの)

②この添付により登録免許
税が非課税となります

提出先の法務局

①不動産番号はわかる場合に
記載してください。

②新しい町名地番及び家屋
番号を記入してください。

記載例⑤
敷地権付き
区分建物
(単独名義)

4.5cm×10.5cmのこのスペースは
法務局で受付時に使用するため
何も記載しないでください

登 記 申 請 書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

原 因 令和8年9月5日 住居表示実施

変更後の事項 住所 和歌山市黒田五丁目6番5-403号

申 請 人 和歌山市黒田五丁目6番5-403号

和歌山 太郎 印

連絡先の電話番号 000 - 0000 - 0000

住居表示実施後の
所有者住所

認印
(スタンプ印不可)

平日日中に連絡が取れる
連絡先(携帯電話等)

添 付 情 報 「通知書」または「住居表示変更証明書」

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

和歌山地方法務局

この添付により登録免許税
が非課税となります

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

提出年月日

提出先の法務局

不動産の表示

不動産番号 2345678901234

一棟の建物の表示

所 在 和歌山市黒田五丁目6番地7

建 物 の 名 称 和歌山黒田マンション

専有部分の建物の表示

建 物 の 名 称 和歌山市黒田五丁目6番7の403

家 屋 番 号 403号

種 類 居宅

構 造 鉄骨造1階建

床 面 積 4階部分 60・12平方メートル

敷地権の表示

符 号 1

所在及び地番 和歌山市黒田五丁目6番7

地 目 宅地

地 積 500・00平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1000分の35

不動産番号はわかる場合に
記載してください。

新しい町名地番及び家屋番号
を記入してください。

代理人の住所・氏名を記入

委任状

私は、和歌山市黒田三丁目4番56号 和歌山花子 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和〇年〇〇月〇〇日

認印
(スタンプ印不可)

和歌山市黒田三丁目4番56号

和歌山 太郎 印

記

登記の目的 〇番所有権登記名義人住所変更

原因 令和8年9月5日 住居表示実施

住居表示実施後の
所有者住所

変更後の事項 住所 和歌山市黒田三丁目4番56号

不動産の表示

不動産番号 1234567890123

所在地 和歌山市黒田三丁目

地番 4番32

地目 宅地

地積 123・45平方メートル

①不動産番号はわかる場合に
記載してください。

不動産番号 9876543210987

所在地 和歌山市黒田三丁目4番地32

家屋番号 4番32

種類 居宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 45・00平方メートル

2階 39・63平方メートル

②新しい町名地番及び家屋番
号を記入してください。

これは記載例です。
この記載例を参考に、
申請の内容に応じて作成してください。

(3) マイナンバーカードの住所変更手続きについて

住居表示実施区域内に住所があり、マイナンバーカードをお持ちの方は、住所変更手続き(住所の追記・電子証明書の更新)が必要です。**令和8年9月7日(月)以降**に手続きを行ってください。

【手続き先及び受付時間】

令和8年9月7日(月)以降の以下の時間。

●和歌山市役所 市民課(本庁舎1階 5番窓口) TEL 073-435-1027

月・火・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)

木曜日 午前8時30分～午後7時(祝日を除く)

●各サービスセンター

月・火・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)

木曜日 午前8時30分～午後7時(祝日を除く)

※注意※ 支所、連絡所では受付できません。

【必要なもの】

- ・ マイナンバーカード
- ・ 暗証番号
- ・ 照会書兼回答書(同一世帯の方以外が代理人である場合)

【代理人申請について】

- ・ 代理人の方のご本人確認書類(免許証・マイナンバーカード等)が必要です。
- ・ 代理人が同一世帯の方である場合、委任状なしでお手続きいただけます。
- ・ 同一世帯の方以外が代理人である場合、ご本人様へ照会書兼回答書を郵送しますのでご連絡をお願いします。照会書兼回答書が届いてからご来庁ください。

【問合せ先】

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 区画整理班

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL:073-435-1082(直通)

FAX:073-435-1117